

【補足事項】

安全装置について

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第41号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、特別支援学校の通学用の自動車に、置き去り防止を支援する安全装置の装備及び当該装置を用いた降車時の児童生徒等の所在の確認が義務付けられます。

※令和6年3月31日まで経過措置。（この期間については、設置が困難な場合は、代替措置で可。）

今後、学校（県）において、令和5年6月中を目途に、当該安全装置を整備する予定です。（時期については、安全装置の供給状況等により、変更になる可能性があります。）